

リフォームのご相談は、ご提携法人特典・お値引適用の為事前に東京都弁護士協同組合様へ紹介カードのお申し込みをお願い致します。

ひとつ上の価値と快適をデザインする

ミサワリフォーム 全面改装

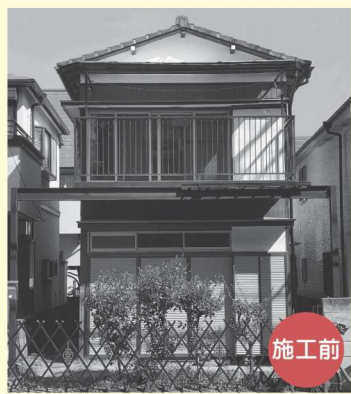
戸建て・マンション対応



- ✓ 建替えようと思ったら予算オーバー
- ✓ 相続した家、このまま使える?
- ✓ 子どもが独立、二人だとこの家は広い...

住まい再生

相続した築54年の実家をマイスタイルに



特典 提携法人にお勤めのお客様には提携割引がございます。 ※すでにご契約された方、すでに商談されている方は対象外となります。

ご連絡先
紹介状発行

東京都弁護士協同組合 事務局

TEL : 03-3581-1218 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階

ご紹介カード発行はこちらです→ <https://www.tokyo-law.com/pdf/document/shops/z1.pdf>

MISAWA **ミサワリフォーム**
法人営業部 〒163-0815 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル15階

フリーコール **0120-554-619**
mhg_info-hojin@home.misawa.co.jp

お問合せは
10:00 ~ 17:30
(月曜日~金曜日)



※フリーコールは留守番電話で対応させて頂く場合もございますので、ご了承下さい。内容を確認後、担当よりご連絡いたします。



「住宅省エネ2024キャンペーン」補助制度のご案内

- 国土交通省 「子育てエコホーム支援事業」
- 環境省 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業」
- 経済産業省 「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」
- 経済産業省 「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」

国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネリフォームを支援する補助制度について、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能となります。

①の省エネ改修が必須で併せて行う②の工事も対象です。			
工事内容	補助対象	補助額	
①省エネ改修	(1) 高断熱窓の設置※1,3	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値) 1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率1/2相当等) 上限200万円/戸
	(2) 給湯器※2,3	高効率給湯器の設置	定額(下記は主な補助額) (a)10万円、(b)13万円、(c)20万円
		既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る
	(3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事※3	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額: ●子育て世帯・若者夫婦世帯:上限30万円/戸 ●その他の世帯:上限20万円/戸 ※長期優良住宅の認定(増築・改築)を受ける場合 ・子育て世帯・若者夫婦世帯:上限45万円/戸 ・その他の世帯:上限30万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸
②その他のリフォーム工事※3 ※①(1)～(3)のいずれかの工事を行った場合に限る	住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等		

※1 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業(環境省)による支援(令和5年度補正予算) / ※2 高効率給湯器の導入を促進する「家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)による支援(令和5年度補正予算) / ※3 子育てエコホーム支援事業(国土交通省)による支援(令和5年度補正予算)



国土交通省 子育てエコホーム支援事業

補助額: ●子育て世帯・若者夫婦世帯▷上限 **30万円**/戸 ●その他の世帯▷上限 **20万円**/戸

対象期間: 令和5年11月2日(令和5年度経済対策閣議決定日)以降にリフォーム工事に着手

申請期間: 令和6年3月中下旬以降～遅くとも令和6年12月31日(予定) ※予算がなくなり次第終了

子育て世帯又は若者夫婦世帯が既存住宅を購入しリフォームを行う場合※1,2	上限 60万円 /戸
子育て世帯: 18歳未満の子を有する世帯※3 / 若者夫婦世帯: 夫婦のいずれかが39歳以下の世帯※4	
長期優良住宅の認定(増築・改築)を受ける場合	●子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限 45万円 /戸 ●その他の世帯※5: 上限 30万円 /戸

- ※1 自ら居住することを目的に令和5年11月2日以降売買契約金額100万円(税込)以上で購入した住宅について、売買契約締結後3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限る。
- ※2 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る。
- ※3 子育て世帯とは、申請時点において、18歳未満の子(年齢は令和5年4月1日時点。すなわち平成17(2005)年4月2日以降出生)を有する世帯。
- ※4 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、いずれかが39歳以下(年齢は令和5年4月1日時点。すなわち昭和58(1983)年4月2日以降出生)の世帯。
- ※5 法人、管理組合を含む。

対象となるリフォーム工事

〈①～③いずれかが必須〉

- ① 開口部の断熱改修
- ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- ③ エコ住宅設備の設置
- ④ 子育て対応改修
- ⑤ 防災性向上改修
- ⑥ バリアフリー改修
- ⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置
- ⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入



環境省 先進的窓リノベ2024事業

補助額: 1戸あたり上限 **200万円**(補助率1/2相当等)
対象期間: 令和5年11月2日(令和5年度経済対策閣議決定日)以降に契約の対象となるいずれかの工事に着手
申請期間: 令和6年3月中下旬以降～遅くとも令和6年12月31日(予定) ※予算がなくなり次第終了
対象となるリフォーム工事: 窓(ガラス・サッシ)の断熱改修工事、窓の改修と同一契約内でのドア改修工事



経済産業省 給湯省エネ2024事業

補助額: 1台あたり **8万円～20万円**
対象期間: 令和5年11月2日(令和5年度経済対策閣議決定日)以降に対象工事(高効率給湯器の設置)に着手
申請期間: 令和6年3月中下旬以降～遅くとも令和6年12月31日(予定) ※予算がなくなり次第終了
対象となる設備: ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池
高効率給湯器の導入と併せて蓄熱暖房機または電気温水器を撤去する場合
蓄熱暖房機:10万円/台(上限2台まで)・電気温水器:5万円/台(上限2台まで)



経済産業省 賃貸集合給湯省エネ2024事業

補助額: 追い焚き機能なし▷ **5万円/台** 追い焚き機能あり▷ **7万円/台**
対象期間: 令和5年11月2日(令和5年度経済対策閣議決定日)以降に対象工事(既存賃貸集合住宅へのエコジョーズ等の取替等)に着手
申請期間: 令和6年3月中下旬以降～遅くとも令和6年12月31日(予定) ※予算がなくなり次第終了
対象となるリフォーム工事: 潜熱回収型給湯器(エコジョーズ/エコフィール)
既存賃貸集合住宅において、一定の基準を満たしたエコジョーズまたはエコフィールに取り替える ※従来型給湯器からの取替に限る

*ご案内の情報は令和6年1月5日時点の内容となります。